

体育施設の利用制限など(令和4年12月10日以降)

- ・体育施設は、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、「新しい生活様式」を取り入れた施設利用とするため、十分な感染防止対策と利用制限事項を条件に利用可能です。
- ・スタッフの指示や利用制限事項を遵守していただけない場合については、他の利用者の安全を確保する観点から、施設管理者より予約の取り消し及び途中退場を求めます。
- ・そのほか、スポーツ活動に関しては、国や県、各競技団体が発出している感染拡大予防のガイドライン等を遵守してください。
- ・今後の社会情勢の変化に伴い、利用制限事項は変更することがあります。

施設名		利用制限事項(令和4年12月10日～)
総合体育館 市民体育館 市民武道館 庄和体育館 (4館共通)		・利用者は感染防止対策チェックリストの内容を遵守のうえ、各自保管すること。 ・飲食は原則不可(水分補給や栄養補給などの飲食は可) 但し、大会等において、観客席等専用エリアにおいて、条件を付したうえで、飲食を認める。 ・不特定多数の集まるロビーやフリースペースなどの一部利用制限 ・冷水器の使用中止 ・各施設の窓や入口の常時開放 ・換気設備を常時稼働
総合体育館	観客席	・大声ありの場合は利用人数制限(1階 可動席1,584席→792席、2・3階 観客席2,000→1,000人)
市民体育館	観客席	・大声ありの場合は利用人数制限(280席→140席)
市民武道館	第1道場(畳)	・密集、密接のおそれがあると判断された場合の、利用制限のお願い
	第2道場(床)	
	弓道場	
	観客席	・大声ありの場合は利用人数制限(128席→64席)
庄和体育館	卓球室	・密集、密接のおそれがあると判断された場合の、利用制限のお願い
	格技室	
	観客席	・大声ありの場合は利用人数制限(352席→176席)

春日部市教育委員会スポーツ推進課/春日部市立体育施設指定管理者